

中小受託取引適正化法 対応チェックシート



2026年1月、「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」は「中小受託取引適正化法(取適法)」に改称となり、適用対象や禁止行為が拡大されました。改正内容を踏まえ、自社の取引が適切に対応できているかを確認するため、本チェックシートをご活用ください!

✓ 対象取引の確認

※従来の呼称の変更

親事業者→委託事業者 / 下請事業者→中小受託事業者 / 下請代金→製造委託等代金

STEP-1 取引内容

追加 製造委託、修理委託、**特定運送委託**
情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送・倉庫保管、情報処理)

情報成果物作成委託・役務提供委託
(プログラム作成、運送・倉庫保管、情報処理を除く)

STEP-2 資本金

委託事業者
3億円超
もしくは
1千万円超～
3億円以下

受託事業者
3億円以下
もしくは
1千万円以下

委託事業者
5千万円超
もしくは
1千万円超～
5千万円以下

受託事業者
5千万円以下
もしくは
1千万円以下

追加 STEP-3 従業員数

委託事業者
300人超
もしくは
300人以下

受託事業者
300人以下

委託事業者
100人超
もしくは
100人以下

受託事業者
100人以下

取適法対象

✓ 取適法対応ポイント

契約書・社内記録の確認

- 発注内容(給付の内容、代金、支払期日、納品日(役務提供日)等)を書面または電磁的方法で明示しているか
- 取引に関する記録を、取引完了後2年間保存する体制(マニュアル等)が整っているか

価格協議の義務

- 改正** 価格変動要因があった際に、中小受託事業者からの価格協議の申出に応じているか
- 改正** 協議の場で、中小受託事業者に合理的な説明を行わず、一方的に代金を決定していないか
- 営業・購買担当など現場への浸透は図れているか

支払方法の確認

- 改正** 納品日(役務提供日)から60日以内に支払期日を定めているか **NG 末締め翌々月払い**
- 改正** 振込手数料を中小受託事業者に負担させていないか(製造委託等代金から差し引いていないか)
- 経理・営業・購買担当など現場への浸透は図れているか

手形払いの廃止等

- 改正** 手形払いを廃止しているか
- 改正** 電子記録債権やファクタリング等の一括決済手段を用いる場合は、納品日(役務提供日)から60日以内に、製造委託等代金の満額を現金で受領できる仕組みとなっているか

型取引の確認

- 改正** 金型以外の型や特殊な治工具の製造委託についても、取適法を遵守しているか
- 当面発注見込みのない製品の金型等を中小受託事業者に無償保管させていないか